

# 会 社 概 要

(昭和 32 年 10 月 現在)

日本海外移住振興株式会社

(Japan Emigration Promotion Co., Ltd.)

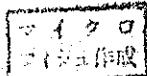


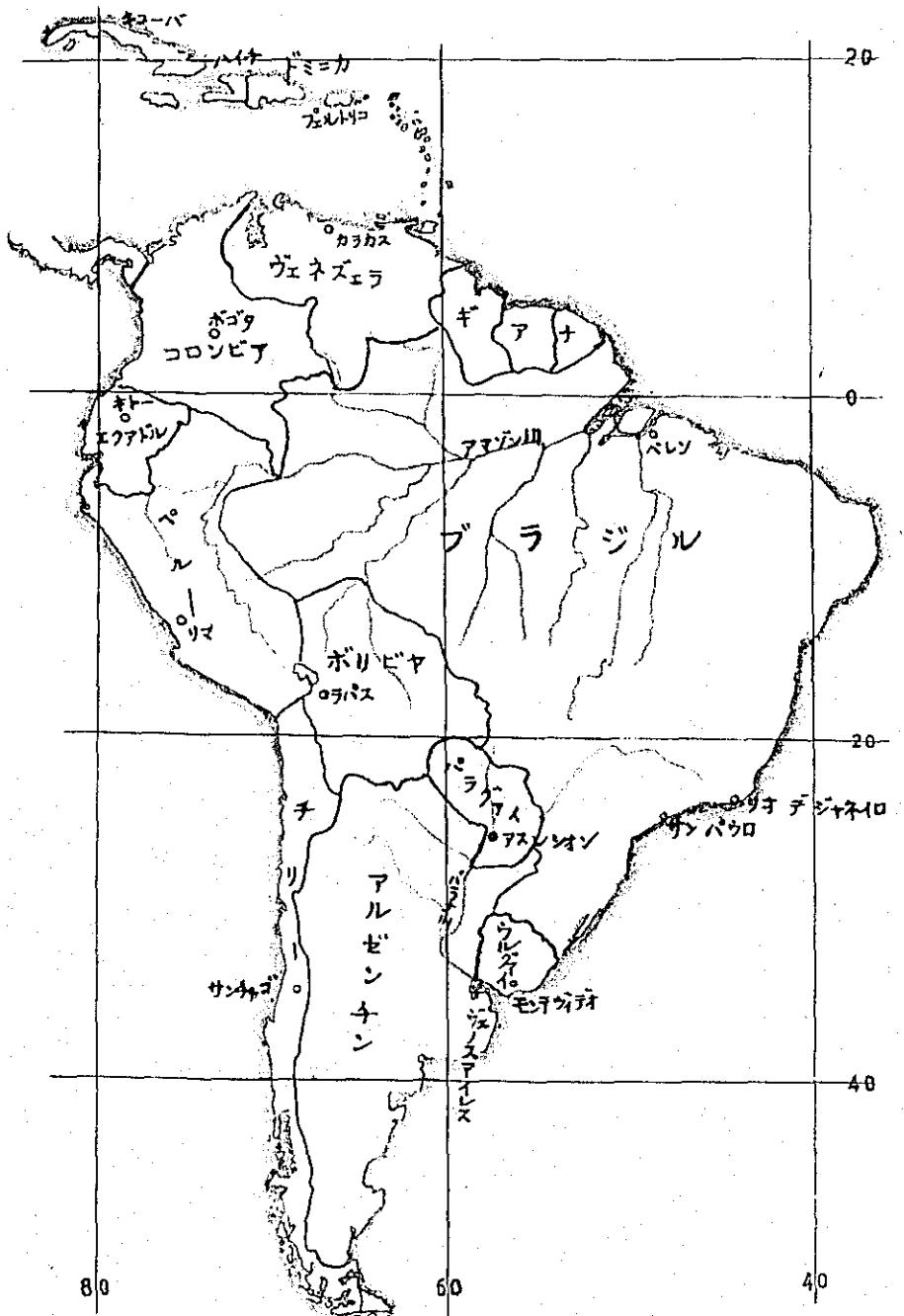
JICA LIBRARY

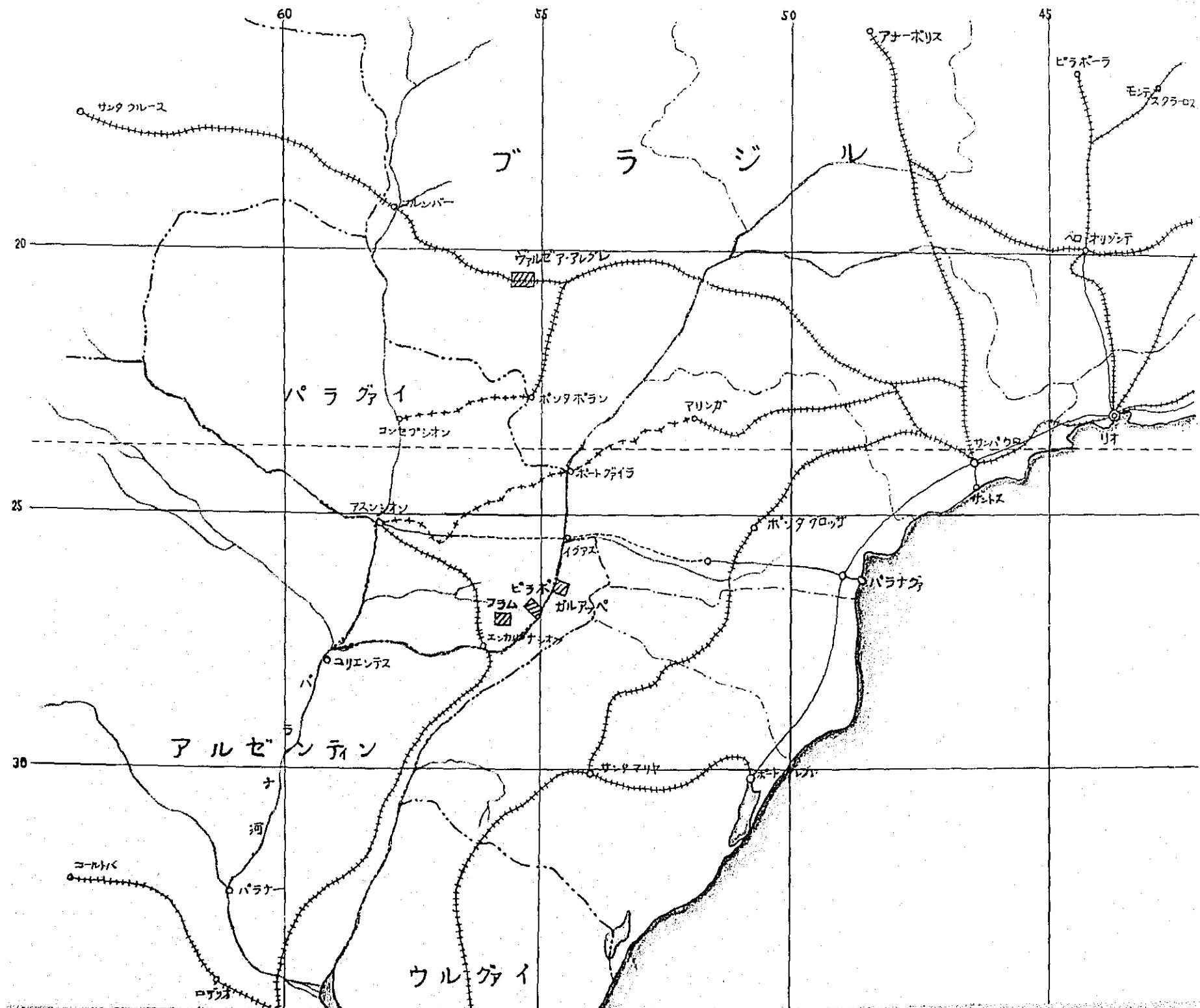


1040635[3]

国際協力事業団	
受入 月日	'87.12.18
登録 No.	08820







# 日本海外移住振興株式会社

## I. 会社の内容

1. 根 据 法 日本海外移住振興株式会社法(昭和30年法律第139号  
昭和30年8月5日公布)

2. 設立年月日 昭和30年9月27日

3. 資 本 金 800,000千円  
内 政府出資 725,000千円  
民間出資 75,000千円

なお政府は32年度予算においてさらに500,000千円の出資を行うこととなつて  
いるので、今年度内に資本金1,300,000千円となる予定である。

4. 株 主 関 係 発行済株式数 1,600,000株 株主数 64名

### 株主構成

政 府	1,450,000株
船会社	5社 59,600株
銀行商社	28社 54,200株
その他	30社 36,200株

### 5. 本店機構と主な分掌業務

社長—専務取締役 常務	秘書室	秘書、人事
	庶務課	給与、文書、物品、福利厚生
	資金課	資金の管理及運用
	経理課	予算、決算及び帳簿
	業務課	融資事業
	拓殖課	投資事業、直営事業、附帯事業及び一般調査研究

6. 職 員 数 本 社 48名 海 外 40名

## 7. 営業の目的

- (1) 渡航費の貸付
- (2) 移住者及びその団体で農業、漁業、工業その他の事業を行うものに対する資金の貸付
- (3) 外国において農業、漁業、工業その他の事業を行うもので、本邦からの移住者を受入れるものに対する資金の貸付及び投資
- (4) 本邦からの移住者を受け入れる農業、漁業、工業その他の事業の直営
- (5) その他会社の目的を達成するために必要な業務

## 8. 事業資金

- (1) 当社の事業資金は資本金および米國3銀行からの借入金である。  
資本金は現在800,000千円であるが、年度内には1,300,000千円となる予定である。  
なお33年度以降も事業の進展に伴い逐次政府の財政投資の増額を仰ぐ予定である。
- (2) 米國3銀行(The First National City Bank of New York, The Bank of America National Trust Savings Association, The Chase Manhattan Bank)からの移住借款については、総額1,500万ドルが予定せられ、先ず31年3月、30年度分として150万ドル(540,000千円)の借入れを行い、次いで32年3月、31年度分として150万ドルの借入契約を約定した。さらに当社は本年度内に32年度分として300万ドル(1,080,000千円)の借入れ契約を行い、残額900万ドルは33年度以降、事業の進展に伴い必要額を借入れる予定である。

# I. 事業の現状

## 1. ブラジル

### (1) 2伯国法人の設立

当社は、30年9月発足以来、まず重点をブラジルに置き、同国における業務実行機関設置について、同國、移植民院(INIC) 及び通貨信用監理委員会(SUMOC)と折衝を重ねた結果、支店に代る伯国法人として、下記2法人の設立を認められ、それぞれ業務を開始した。

#### a. インヂュウシンコウ信用金融投資有限責任持分会社

ア 設立 31年11月27日

イ 資本金 10,000コントス(邦貨約50,000千円)、出資者は当社及び当社の役職員6名である。

ウ 代表社員 当社専務取締役 矢野征記及び社員 宮下衛

エ 本店 リオ・デ・ジャネイロ市

支店 サンパウロ市及びベレン市

オ 業務 投融資業務

#### b. ジャミック移植民有限責任持分会社

ア 設立 31年6月15日

イ 資本金 3,000コントス(邦貨約15,000千円) 出資者は当社及び当社役職員5名である。

ウ 代表社員及び本・支店所在地 インヂュウシンコウ信用金融投資有限責任持分会社と同じ。

エ 業務 移植民ならびに直営事業

### (2) 投融資活動

#### a. 企業に対する投融資

日本人のブラジルへの移住は、明治41年以来50年近い歴史をもち、現に

約40万人の日本人とその子弟が、サンパウロ州を中心にパラナ州及びアマゾン河流域その他に住んでいる。しかしてブラジルと日本の関係は、この移住と貿易を通じて緊密化して来た。けれども戦後において欧米各国が工業資本の投下によつてブラジル経済との相關関係を急速に深めて行つた実情に比べれば、日本は非常な立遅れの状態にある。

即ち近年ブラジルにおいては、近代的工業国に転化するためには、莫大な投資を必要とし、そのため非常に積極的に外國資本の導入を図つて來た。これに對して日本は、戦時の長い空白の後、1950～51年（昭和25～26年）頃から逐次貿易関係が活潑化し、日本人の移住も1952年末のサントス丸による渡伯によつて始めて再開された程度に過ぎず、企業投資までは伸々手が及ばなかつた。然し、現在のブラジルにおいては、戦前の農業移民と併行し、所謂企業移民の方に新生面を開かぬと、段々と移住の門戸も狭くなる懼がある。

依つて当社は、ブラジル経済の自立と發展に協力しつつ、日本人の移住の振興を図ることによつて、日伯関係の緊密化に努めんとするものである。このため農企業、漁業、工業に対して投融資を行い、また移住地を購入、分譲して日本からの新規移住者受け入れの道を開くとともに、既移住者のブラジルにおける経済的基盤の拡大助成を図ることに努めつつある。

現在、当社の企業投融資の対象は農業、漁業の外、工業においては機械、紡績、陶器、製糖等があり、現在までの投融資総額は邦貨額として約 644,000 千円であるが、この外多数の投融資申込を接受検討中であり、本事業年度末迄には相当巨額に上る見込である。

#### b. 開拓移住者に対する融資

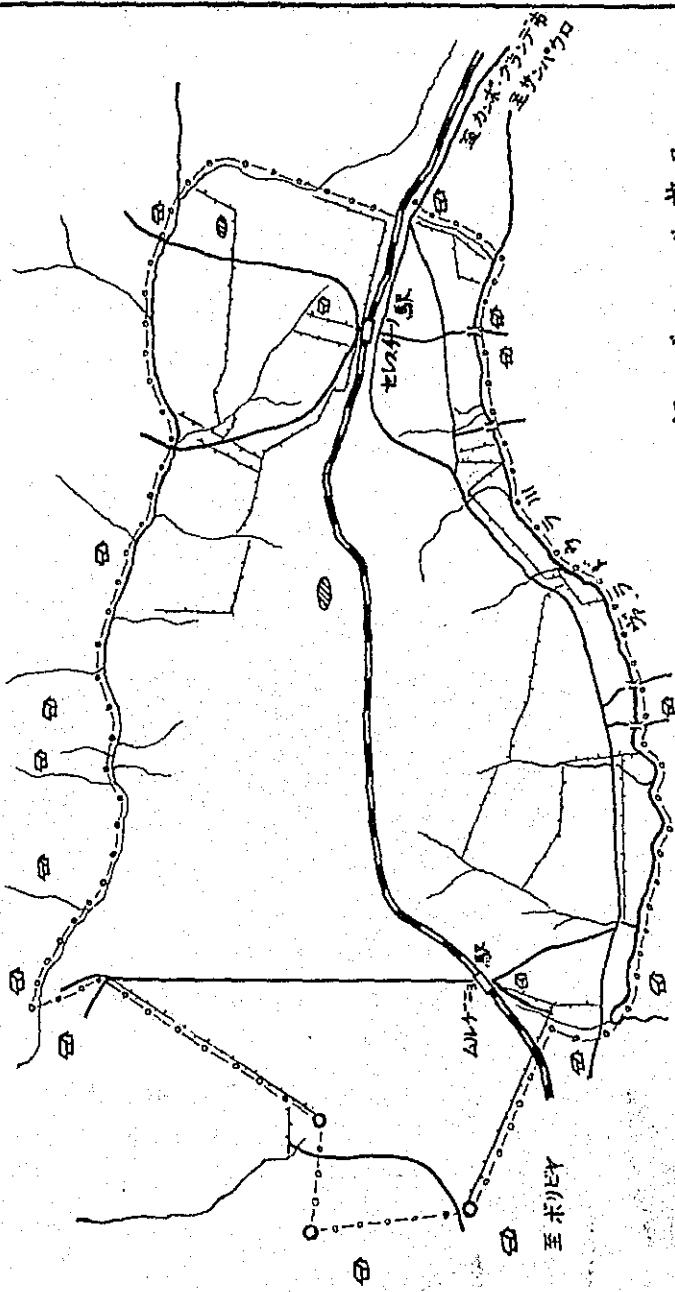
海外移住者がブラジルその他の移住地に入植し、営農を始め、そこに定着するためには相当の資金が必要である。特に受入国によつては、一定の生活資金と営農のために必要な生産資金の携行を条件として要請されている場合さえある。このため当社は、開拓移住者に対して次の要領により資金の貸付けを行つている。貸付金総額 100,000 千円は32年度分であり、今後は資金需要の必要量

アルゼア・アレグレ農場

マトガジン州カボルガラニ

38,472 ha

5000m  
0



界道  
河  
重鐵  
至ボリビア

を検討し、対策を講じる予定である。

ア 開拓移住者に対する渡航前貸付

- (1) 貸付対象 開拓移住者としての選考に合格し原則として同一町村出身の5家族以上の団体。
- (2) 貸付金額 総額50,000千円、1家族につき500千円を限度とする。
- (3) 貸付金の用途 営農に必要な共同利用農機具および交通運搬機関等を購入する資金であること。
- (4) 貸付の条件 円建貸付で各家族連帯債務の形式をとること及び出身地市町村の連帯保証を取り入れること。
- (5) 償還方法 2年据置き、以後3年元利均等年賦払いとする。

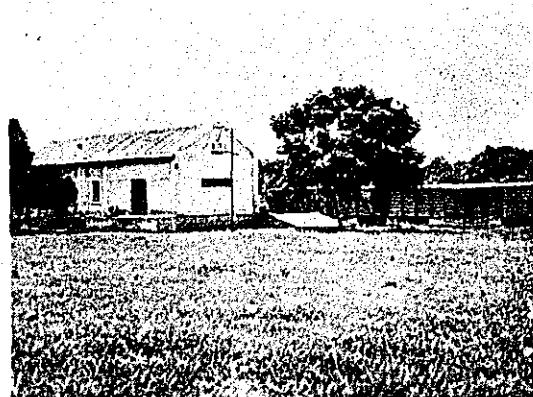
イ 開拓移住者に対する現地貸付

- (1) 貸付対象 原則として既入植者の組合。
- (2) 貸付金額 総額50,000千円、1戸当たり200千円を限度とする。
- (3) 貸付金の用途 渡航前貸付と同じ。
- (4) 貸付の条件 原則として所要資金の80%を融資し、残額は自己負担とするものとし、担保として購入物件及びその他物的担保を徴求する外組員全員の連帯保証を取り入れる。
- (5) 償還方法 3～6年元本均等半年賦払いとする。

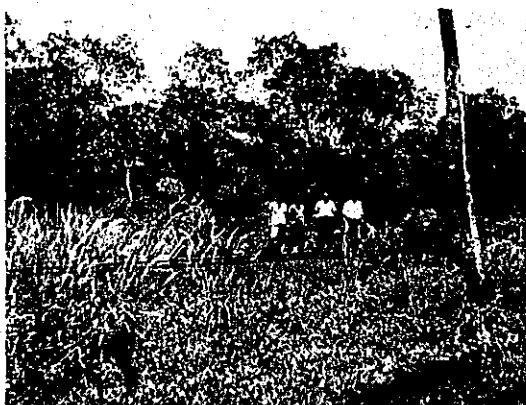
(3) ヴァルゼア・アレグレ移住地

当社は南部ブラジル、マットグロッソ州テレノス郡において、ヴァルゼア・アレグレ移住地、38,472ヘクタール（1ヘクタール=1,0083町歩）を購入し、農地造成を行つて分譲の準備を進めている。

ヴァルゼア・アレグレ移住地は、カンポグランデ市の西方65kmにあり、米及びバナナが主な作物である。同移住地は、新移住者の入植のみならず、コロノ（雇用契約移住者）の独立助成による定着促進をも目的とするもので、総計1,200家族を昭和37年度までの5ヶ年間に、入植させる計画である。なお一家庭割当面積は、原則として25ヘクタールとなつてゐる。



セレスチーノ駅　ヴァルゼ  
ロエスチ鉄道線路。同移住  
地の奥地踏査をしている本  
社観査團、虫の音が耳に聞  
えそうな風景！



ヴァルゼア・アレグレ移住  
地の一部 中央の乾道はノ  
ロエスチ鉄道線路。同移住  
地の奥地踏査をしている本  
社観査團、虫の音が耳に聞  
えそうな風景！



空から見たヴァルゼア  
面の原始林。切れ目に見え  
る河はバラナ河。この原始  
林が切り開かれて、米とバ  
ナナの豊庫となる。

## 2. パラグアイ

### (1) アスンシオン支店設置

パラグアイ国は、面積がわが国よりやや大(406千平方キロ)であるのに、人口は150万内外に過ぎない。そのために同国は、外国移住者の吸収に努め、最近では特に、外資及び外国の技術を受け入れて、経済開発に努力している。

当社は、戦後再開されたパラグアイへの移住(戦前ラ・コルメーナ移住地に521人移住、昭和28年戦後最初の移住者が送出された。)を促進すると共に、パラグアイ国の経済開発に協力する方針の下に、昭和32年4月、同国首都アスンシオン市に支店を開設した。

### (2) フラム移住地

当社は、31年6月、パ岸南部エンカルナシオン市西北約40kmのフラムにおいて土地11,579ヘクタールを購入、さらに32年度に隣接地約5,000ヘクタールを買増し、これらを移住地として、道路、橋梁の建設及び地区割を行い、移住者に分譲している。

フラム移住地は、日本が戦後初めて移住者受入れ地を確保して移住者を送出する途を開いたものであり、今後の移住のあり方を示すものとしてその意義は極めて大きい。パラグアイ政府も当社の移住地直営を支援し、当社に対し、まず400家族入植の許可を与えた。フラム移住地には今までわが国より、171家族、1,117人を送出したが、その中に広島県沼隈町及び高知県大正町等からの集団的移住があつたことは注目される。フラム移住地は、ブラジル及びアルゼンチンに連る肥沃なテーラ・ロシャ地帯(輝緑岩を母岩とし、粘土分、透水及び通気性に富んだ中性土で表土が1米から10米にも及び極めて農耕に適する赤植土の地帶である。)の一部で米、小麦、大豆、トーモロコシ、マンジョオカ、馬鈴薯、玉葱、落花生、棉花、甘蔗、油桐、マテ茶等が適作物である。

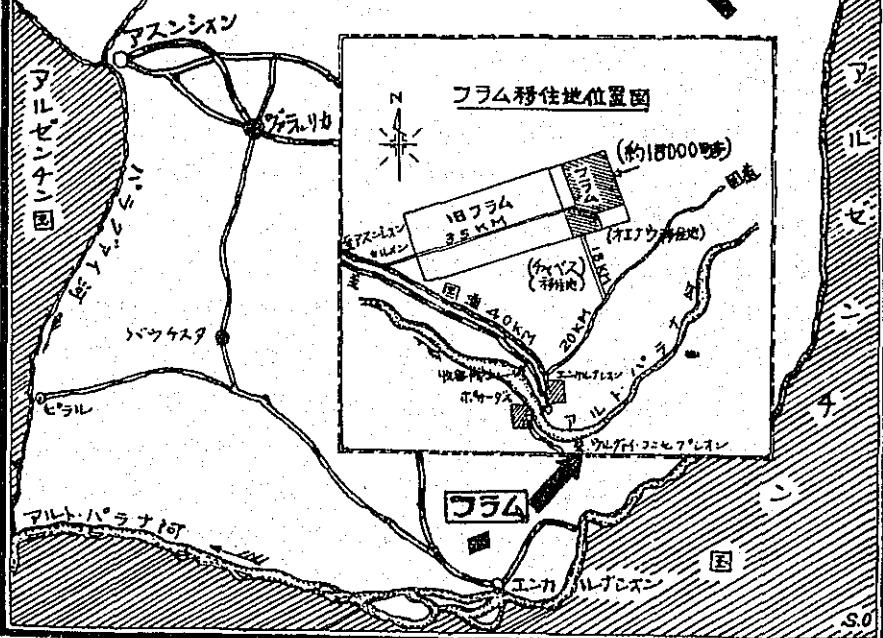
当社は今後農林産加工、即ち榨油、製粉、製材等及び運送事業を行う計画をもっており、また移住者のため、別途に学校、診療所、教会等の施設を具備す

## フラン移住地明細図



面積  
400,000 粘杆  
人口  
1,600,000人

## パラグアイ国

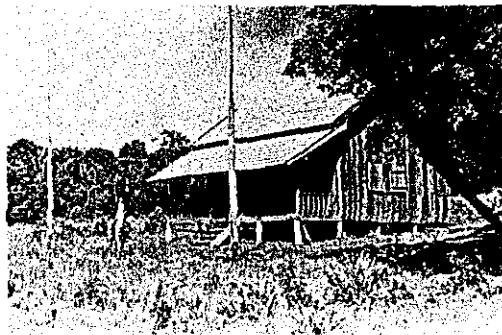


パラグアイ共和国 イタブア県 フラン 移住地

空から見たフランムはるか前方はカル  
メン市。左の堀開拓地はロシヤ人入植  
地。右方の森林地帯が当社のフランム移  
住地である。



当社の事務所 フランム  
移住地の造成や分譲を  
進めるためにまず建て  
られた。これが日本人  
移住者の住家の一例で  
もある。



定着した移住者 これは移住地に定着  
したバラグアイ人の住居である。草原  
地帯は放牧に適し、バラグアイ人は  
農耕と同時に放牧に従事している。



建設中の道路 中八メートルの道路が  
2キロの甚繁の目に切り開かれてい  
る。この両側の高さ三メートルに及  
ぶ原始林を焼払つて開拓する。



終着駅エンカルナシオ  
ン小景 地球半周の船  
旅の疲れも見せぬ移住  
者。その第一声は必らず  
「来てよかつた！」  
駅前にはトラック群が  
始動をしている。荷物  
を積み換えて、天氣さ  
えよければその日の申  
にも移住地にはいる。



山焼きを終えて 入植すると直ぐ山燒  
六。先輩大植者の指導と不屈の開拓精  
神でます五町歩程要の山焼きを軒く終  
り播種の準備が始まる。

るよう努力中である。

なおフラン移住地の入植条件、土地代等は次の通りである。

a. 開拓自営農として入植すること

従つて入植後の開墾等のための営農資金及び当分の生活費の用意が必要であり、一家族20万円程度の資金の携行を必要とする。

b. 分譲単位

原則として1世帯に1区画25ヘクタールとし、世帯の労働力と資金に応じ3区画まで分譲する。

c. 地価及びその支払方法

当分の間25ヘクタールにつき

ア 全額一括払いの場合 133,000円

イ 分割払いの場合 144,000円

半額を契約時に支払い(邦貨) 残額は2年据置き3カ年均等年賦償還とする。

(3) ピラボ移住地

前述のフラン移住地が明年を以て満植が予定されるので、同国イクアニア共和国ビタシメサ・ピラボ地区において第二次移住地の購入を予定し、目下調査中である。ピラボ移住地はエンカルナシオンの北方120km、パラナ河沿いのテラ・ロシア土壤地帯で、土地の豊穣なることはフラン地区に優るとも劣らない。調査中の地区の総面積は23,095ヘクタール、33年度より入植を開始し35年度までに740家族の入植完了を予定している。分譲は1区画約25ヘクタールとし、1区画中5ヘクタールは入植者の便宜を考え、伐木済の土地とする予定である。

(4) 船舶事業借款と之に伴う移住事業

さきに同国政府より、パラグアイ河及び大洋航路用船舶建造借款の希望が表明され、当社は、之に伴う付帯条件としての日本入植、森林開発等相当大規模の事業計画を併せて立案し、同国政府と話し合いを進めて来た。

本計画の現地調査のため日本政府は、本年10月大阪商工会議所会頭 杉道助氏を団長とし、外務、運輸両省の専門家を構成員とする「パラグアイ國移住並

びに、造船計画調査団』をパ国に派遣した。

本調査の結果と今後の成行きによつては、戦後の移住関係に一新生面を開くものとして期待される。

#### (5) 開拓移住者に対する融資

実施要領等、ブラジル(2)の b と同じ。

### 3. アルゼンチン

#### (1) ブエノス・アイレス駐在員派遣

アルゼンチンへの移住は、昭和16年以後中絶しており、それまでの移住者数は5,398人であった。戦後は昭和29年以降小数の呼び寄せ移住者が送出されている。

アルゼンチンにおいては、労働力確保のために、日本農業移住者を受け入れようという要望があり、昭和28年に設立されたアルゼンチン拓植協同組合を通じて同国政府に働きかけた結果、アルゼンチン国内務省は、1957年1月11日、向う5カ年間に日本人農業者400家族（1年かつ1州につき80家族を限度とする）入植を許可する決定をした。

また既移住者からの營農資金等に対する投融資の要望もあり、農企業関係の進出に対する投融資も企画されているので、アルゼンチン国との関連は、とみに緊密となつて來た。

かくて当社は、32年7月、ブエノス・アイレスに駐在員を派遣した。

#### (2) ガルアッペ移住地

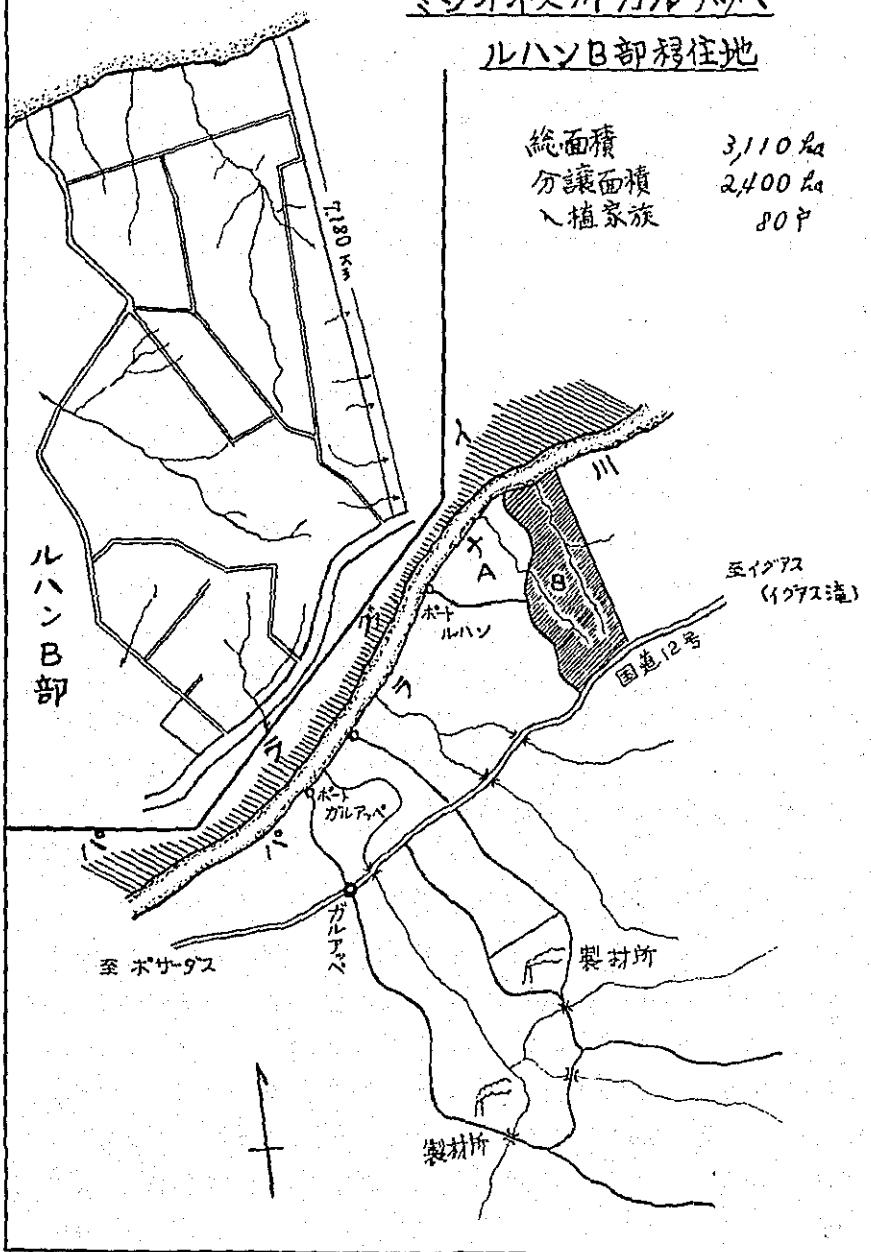
前項の入植許可取付の結果、当社は在ブエノス・アイレス大使館並びにアルゼンチン拓植協同組合の協力の下に、移住適地購入のためア国関係当局と折衝し、まず32年度分としてミシオネス州ガルアッペにおいて3,110ヘクタールの土地を購入、本年度内に80家族を移住させることとした。

ガルアッペ移住地は、ミシオネス州都ボサダスの東北方120kmテーラ・ロシア土壤地帶に屬する肥沃な土地で、茶、マテ茶、みかん、油桐、その他多

ミシオネス州 ガルアッペ

ルハンB部移住地

総面積 3,110ha  
分譲面積 2,400ha  
入植家族 80戸



種の農産物の適作地である。

ミシオネス州には日本人移住者は既に36年前から入植しており、アルゼンチンの製茶及びみかんブームに乗じて多くの成功者を出している。

ガルアッペ移住地の分譲は1家族当り概ね30ヘクタールとし、その価格は地区により異なるが一括払い平均約520千円、分割払いの場合は、第1回(契約時)平均200千円、2年据置き3カ年払いとし、年額平均約120千円である。なお、33年度において学校及び診療所、教会等も設置される予定である。

#### 4. ベルー

ベルーへの移住は、ブラジルより9年も早い明治32年に始まり、最盛時(大正11年)には、日本人移住者は58千名を数えた。しかしその後の移住は振わず、昭和15年には移住禁止措置がとられた。現在の日本人移住者は、2世3世を含めれば5万名を超すものと考えられる。しかし最近、日本人移住者の間に、生産的事業によって同国経済に貢献しようという気運が高まり、この傾向はグラード新大統領の対日友好政策によって一層促進されつつある。

当社は、本年8月首都リマ市所在の養鶏組合に事業資金の貸付を行つた。同組合は養鶏技術向上のため、新たに日本から養鶏技術者10家族呼寄の許可を与えられた。この移住許可是、現在同国政府が計画中の、アマゾン奥地開発事業に、日本人受け入れの可能性を期待させるものである。

#### 5. ボリビヤ

昭和31年8月、日ボ両国間に移住協定が締結され、32年から向う5カ年間に日本人農民1,000家族又は6,000人の移住が受け入れられることになった。

日本人の移住は戦前わずかに202名に過ぎなかつた。然し今やボリビヤは、日本人移住者によつて国土開発をしたいという強い要望を寄せており、本年5月サンファン地区への移住者25家族が渡航し、日ボ協定実行の第1歩が踏み出され、さらに引続いて移住者の送出が行われている。ボリビヤへの移住者は、

携行資金として最低18万円の携行が要請されている。

しかしボリビヤへの移住を強力に振興するために、サンファン地区への移住をテストケースとし、ここに近代的なかつ合理的な移住地を建設し、移住者の早期定着を図る計画をたて、実現しようとしている。このため必要な開拓営農資金を当社が融資するとともに、政府及び海協連等関係機関が物心両面の援助を与える方針である。

## 6. ド ミ ニ 力

同国の前大統領トルヒーリョ将軍が非常な親日家であり、戦後の国内開発のため、日本人移住者の誘致を強く希望し、昭和31年度に、ダハポン、コンスタンサニョ地区に計565名が入植した。うち32名(5家族)は漁業者である。

当社はこれら漁業移住者の漁船、漁具等の設備資金及び別に移住した医師の医療器具等の資金の貸付を行つた。

## 7. 派米農業労務者の渡航費貸付

昭和27年米国において「移民及帰化法」が制定され、その割当移民制によつて日本人移住者185名の送出が認められた。大正13年(1924年)日本人の移住絶対禁止の処分を受けて以来、実に28年目のことである。また、昭和28年、難民救済法の制定があり、日本を含む、極東地域諸国民3,000人の入国が認められた。

以上の結果、昭和30年5月、和歌山県人57名の渡米を皮切りに現在までに1,006名が移住者として米国に入国している。

これらの外、同国カリフォルニア州において農業労働力の不足を緩和するため、日本人農業者を誘致しようという要望が起り、わが国においても農村青年に米国の進歩した農業技術を習得させるため、これに協力することとなり、北加栽培協会その他の農業団体を雇主とし、滞在期間を6ヶ月(引続き、これを更新して略々3年間滞米できる)とする雇用契約移住者を送出することとなつた。

送出の実施機関は「農業労務者派米協議会」であり31年度に1,000名を送出した。当社は、これら派米農業労務者に渡航費貸付けを行つたが、32年度においても同様貸付を行つて1,000名送出の予定である。

## 8. 東南亞細亞、中近東への移住振興

東南亞細亞、中近東諸国への日本人の移住は戦後いまだ緒についてないが、カンボチヤ国との間には昭和30年12月、友好条約が締結され、日本人移住者の大量受入れの要望が明確にされたが、差当り農業及び衛生に関する試験場設置の準備を進めている。

またイラン、クエイト等の我が国農業及び漁業移住者受入れの要請も強く、この方面において有望な新漁場を開拓し漁業者移住の振興を図る企業に対して、当社は資金の貸付を行つた。

これらが契機となり、東南亞、中近東への企業進出、移住の振興が期待される。

### Ⅲ. 本店及出先機関所在地

(1) 本 店 東京都千代田区内幸町2丁目7番地

第一ホテル別館内

電話(59)4236(代表)9060, 9061

(2) ブラジル國法人 (イシュウシンコウ信用金融投資有限責任持分会社及びジャミック移植民有限責任持分会社)

(ア) 本 店 代表社員 欠野 征記

Rua dos Andradas 96, S-1605,

Rio de Janeiro, Brasil.

(イ) サンパウロ支店 支店長 富下 蘭

a/c Consulado Geral do Japão,

Praca Dom José Gaspar 30, 9 and.,

São Paulo, Brasil.

(ウ) ベレン支店 支店長 佐藤 実正

Travessa Piedade 277, Belém, Pará, Brasil.

(3) パラグワイ国

(ア) アスンシオン支店 支店長 西尾 愛治

Chile y Oliva, Edificio Victoria, No. 36-38

Asunción, Paraguay.

(イ) フラム移住地事業所

a/c T. Ishibashi,

Nipoparaguaya de Colonización, S. R. L.

Encarnación, Paraguay.

(4) アルゼンチン国

(ア) ブエノス・アイレス駐在員事務所 所長 一本杉 豊

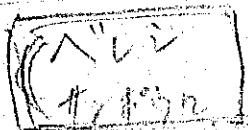
Defensa 536,  
Buenos Aires, Argentina.

(イ) ガルアッペ事務所

Colonia Garuhapé  
Sección Lujan, Parte B,  
Departamento General San Martin,  
Provincia de Misiones,  
Argentina

(A)

ウチハセラ  
リオ  
コサンボウタ  
海賊金



本社役員

取締役社長	大志摩	四郎	記三巳司治	郎雄	厚門
専務取締役	矢野	孫征	卷克	一郎	忍雄
常務取締役	五十子	大	利治	陸盛	武
常務取締役	前田	矢	一	安左衛門	
監査役	上塚	五	武	盛尚	
監査役	小林	前	陸	左衛門	

相談役顧問

相談役	川藤	木邇	永川	木崎	忍雄
相談役	石伊高	東久	市久	タク	武
相談役	高東	松市	佐市	佐津	
相談役	相談	相談	相談	相談	
相顧	顧	顧	顧	顧	

